

令和6年度大学入学者選抜実施要項の主な変更点について

令和5年度実施要項	令和6年度実施要項
<p>第2 アドミッション・ポリシー</p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目</p>	<p>第2 アドミッション・ポリシー</p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目</p>

や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和5年1月14日、15日

追試験 令和5年1月28日、29日

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和5年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和5年2月

や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和5年2月24日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和6年1月13日、14日

追試験 令和6年1月27日、28日

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和6年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和6年2月

1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和5年3月31日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和4年9月1日以降とし、その判定結果を令和4年11月1日以降に発表する。

5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和4年11月1日以降とし、その判定結果を令和4年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

1 (略)

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないように配慮する。

1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和6年3月31日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和5年9月1日以降とし、その判定結果を令和5年11月1日以降に発表する。

5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和5年11月1日以降とし、その判定結果を令和5年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

(同左)

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。

(記載箇所変更)

3～8 (略)

- (1) 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。
- (2) 「調査書記入上の注意事項等について」の17を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次のような配慮も行う。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。
 - ② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

(同左)

第6 学力検査等

1～4 (略)

5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

(新規)

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) (略)

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第

第6 学力検査等

(同左)

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(同左)

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、令和5年3月に閣議決定された「第5次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第

1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13 国文科高第11 号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。

①～③ (略)

(3) (略)

2 入試情報の取扱い

(1)～(2) (略)

(3) (新規)

(3) (記載箇所変更)

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

(1)～(3) (略)

(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。

(5)～(6) (略)

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

(1) (略)

(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。

(新規)

1229 号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13 国文科高第11 号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。

(同左)

(同左)

2 入試情報の取扱い

(同左)

(3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする。

(4) (略)

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

(同左)

(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか点検・確認する。

(同左)

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

(同左)

(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを

(3)～(7) (略)

(記載箇所変更)

(記載箇所変更)

防止するための措置を適切に講じるものとする。

(同左)

5 ICTを活用したオンラインによる試験の実施

入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

6 災害等の不測の事態への対応

- (1) 各大学は、入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連

(新規)

携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取り組むこと。

- (1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。
- (2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。
- (3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- (1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。
- (2) 自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

7 感染症対策

受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施時期における感染症の流行状況等を踏

7 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和2年9月2日付け2高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
- （新規）

8 （記載箇所変更）

9 その他

- (1) （略）
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等

まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとする。

8～9 （略）

10 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和5年4月4日付け5高参国第6号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

11 その他

- （同左）
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等

学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして
文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等
についても対象とするよう配慮する。

(3)～(4) (略)

第 14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の
配慮等

学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして
文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学
大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の出身者等につ
いても対象とするよう配慮する。

(同左)

(削除)